

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
補助の区分	扶助的補助・協調事業補助
補助の概要	言語の習得又はコミュニケーション能力の向上を促進し、もって福祉の増進を図るため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部を助成する
補助事業者	身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴児。補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。
補助対象経費	補聴器購入費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	購入に要した額と国の基準額とを比較し少ない額の3分の2（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助割合 県1/3・市1/3
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	市の補助額は1/3である。
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	設定なし ○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 対象者が身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児のため、対象者の把握ができず、補聴器購入費助成は、数値目標の設定は適切ではない。対象となる難聴児がある場合は支給する。
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和2年10月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 随時受付
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113